

# 狩場山周辺の保護林拡充について

# 事業の目的と経緯について

- ◆狩場山地周辺はブナの北限地帯、まとまった形で原生的な天然林が分布
- ◆平成30年度から森林生態系保護地域の拡充について検討
- ◆令和元年7～8月  
広域データ収集とGISによる整理  
現地調査と過去の調査データの整理
- ◆令和元年9月～10月  
現地検討会、委員会での報告と意見聴取  
現地調査・分析の追加実施
- ◆令和2年3月  
書面開催での委員会へ報告
- ◆令和2年6～8月  
現地調査の追加実施  
森林・希少植物・クマタカ
- ◆令和3年3月  
委員会へ報告



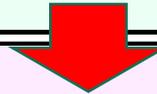
令和2年度第1回委員会  
追加調査・分析結果の報告  
保護林区域の検討案

令和2年度第2回委員会  
保護林区域の修正案  
地帯区分の検討案

## 令和2年度第2回委員会（3/10）委員からの意見等

### 【抜粋】

- ◆泊川の源流部（くびれ部分）はブナ林としての材積があり、クマタカ、クマゲラにも重要な場所と示されているので、科学的な見地から判断するならば保護林とすべき。
- ◆人工林の部分は、将来的に天然林に誘導するような施業を行い、ブナの天然林に戻すなら、今保護林に入れる選択でもよいのではないか。
- ◆くびれ部分を保全利用地区などに指定して網掛けをしておかないと、この議論が何十年と引き継がれるのは難しい（将来的に保護林に編入するための担保が欲しい）。保護林内の人工林の施業に関しては、保全利用地区として天然林に戻す作業をしているとききちんと説明すれば済むのではないか。



### 【事務局】

- ◆くびれの部分は、人工植栽した樹木の抜き伐りやカンバ等で単純化した部分を施業し潜在的な植生に戻したいという考え。人工林や育成天然林は、今後天然力を活用した施業を行い、必要に応じて保護林拡充を検討する。
- ◆くびれ部について保全利用地区として保護林区域に含める方向で再検討する。また、施業方法についても検討した上で、再提案する。

## 狩場山保護林拡充 検討(案)

※ 拡充を検討する区域(案)は、別添図面(スライド6P)参照

### 〈拡充する区域〉

- ・神威山周辺部について、道立公園を除いた範囲を保護林拡充区域とする。
- ・新たに拡充する区域は、保全利用地区とする。
- ・当該区域は、人工林や育成天然林が点在するものの、面積的には天然林は広く、ブナ林のポテンシャルも高い。(材積100m<sup>3</sup>以上の区域が多い。)このため、保護林管理設定要領第4の1の(3)のイ「保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。」に該当すると判断できる。

# 狩場山保護林拡充 検討(案)

## 〈拡充に含めない区域〉

- ・神威山西側の狩場茂津多道立自然公園に指定された地域は、保護林設定管理要領第4の1の(2)の規定外である。併せて、機能類型についても、山地災害防止タイプと森林空間利用タイプ(スナフジ沼含む)に区分された区域となっている。以上により、当該区域は保護林には含めないこととする。

なお、当該区域は、当該機能類型の維持増進のため必要最小限の伐採以外の森林施業は行われなことから、周辺のブナ原生林に与える影響は小さく、当該区域に含まれる人工林についても、森林生態系保護林地域に外接する人工林の取り扱いを遵守する。

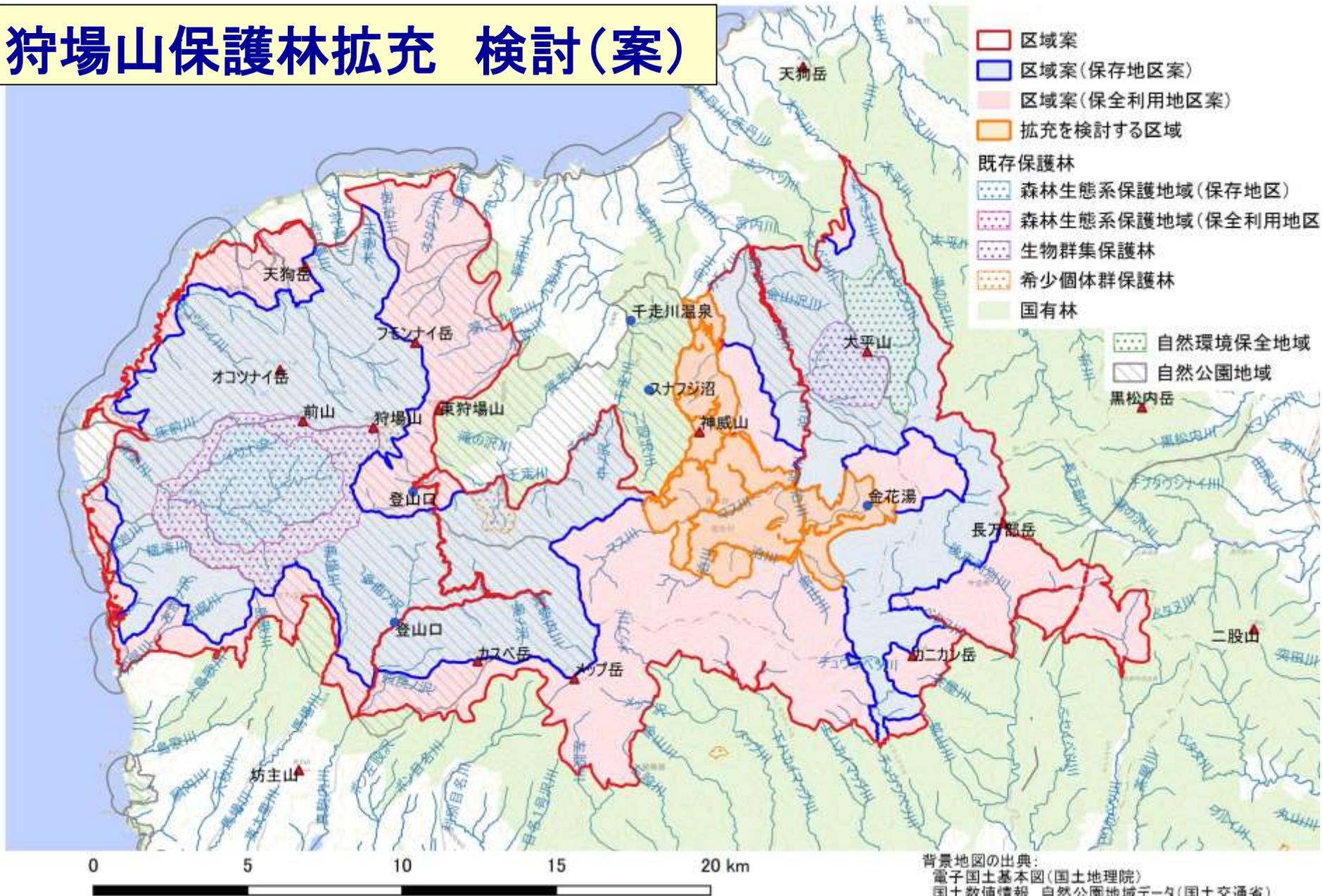
## 狩場山保護林拡充 検討(案)

### 〈拡充する区域の施業方針〉

当該区域に含まれる人工林及びウダイカンバを主体とした育成天然林(二次林)については、保護林管理設定要領第4の1の(4)のイの(ア)の規定を準用し、健全な森林を保つ(維持する)ため間伐及び択伐による単木抜き切り等により密度調整を行い、将来的にはブナを主体とした広葉樹林へ目指すべく施業を実施する。

なお、施業を実施する場合は、保護林管理委員会の委員の助言を受けるものとする。

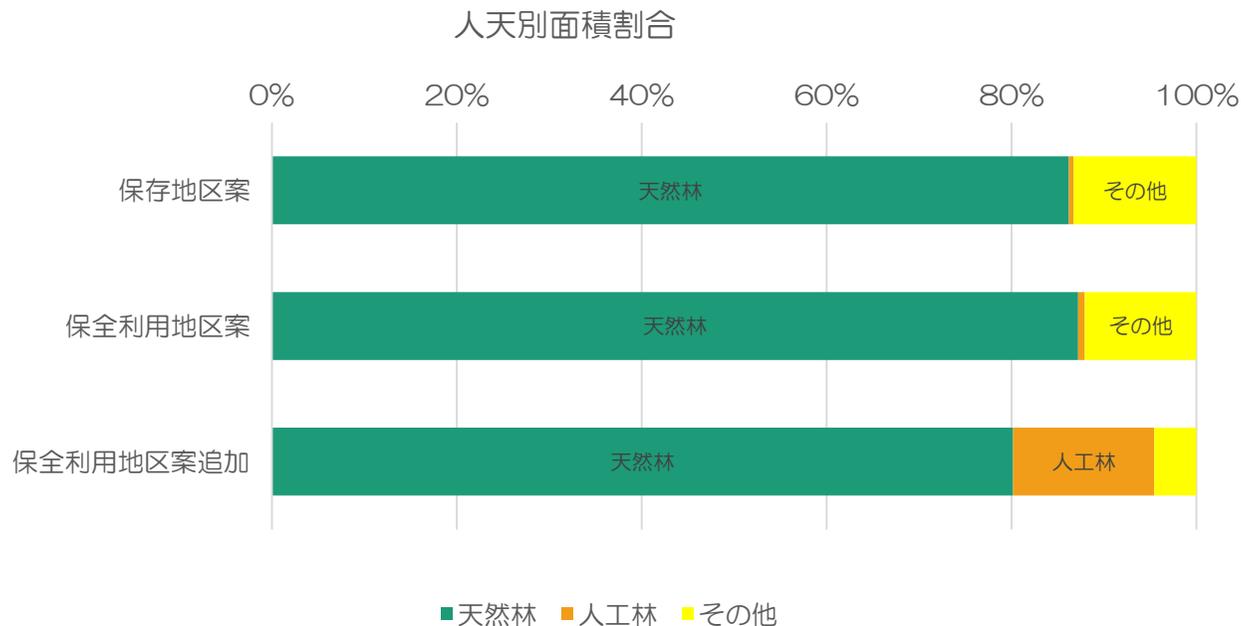
# 狩場山保護林拡充 検討(案)



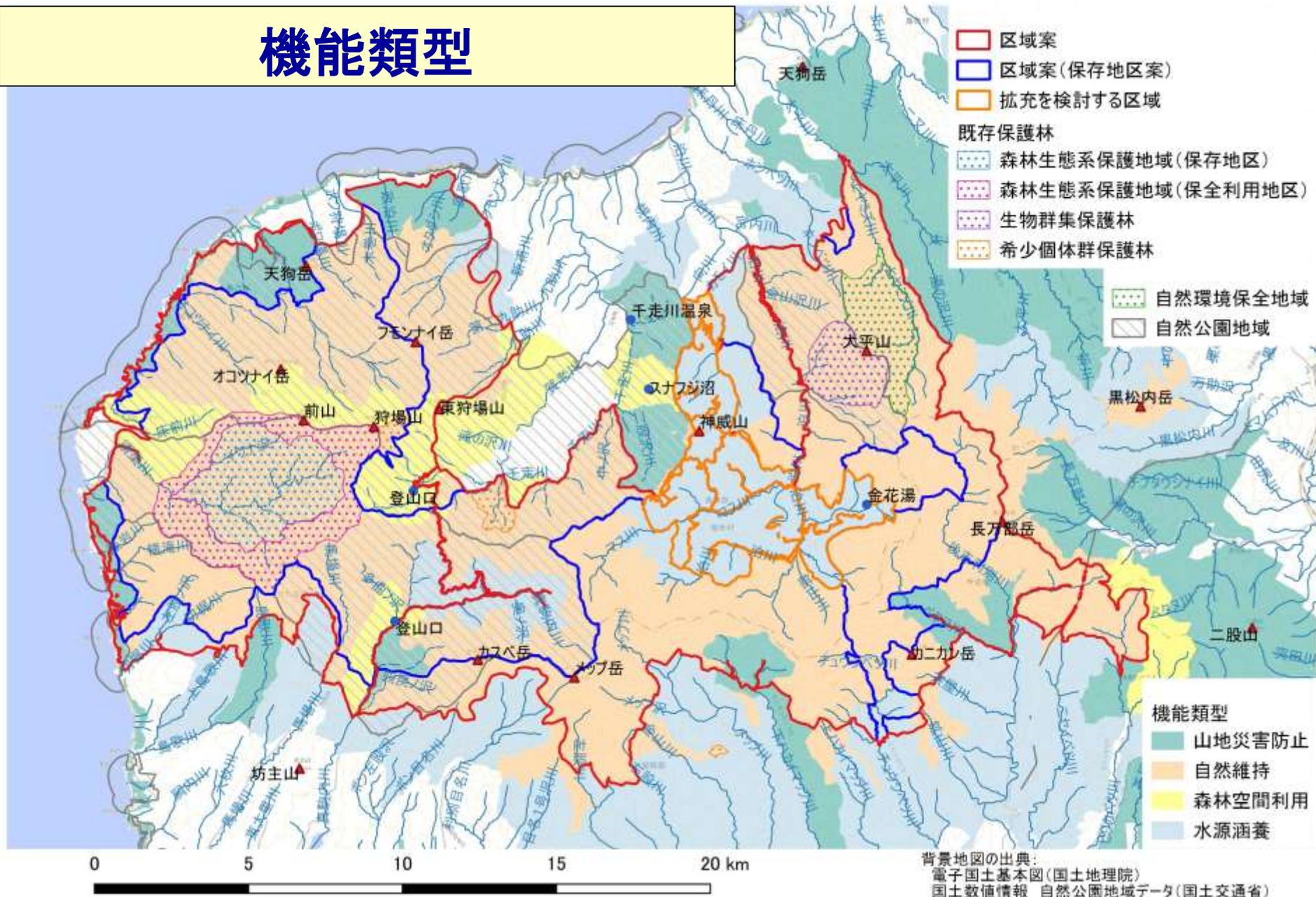
# 狩場山保護林拡充 検討(案)

地帯区分	人天別面積 (ha)				人天別割合			
	天然林	人工林	その他*	計	天然林	人工林	その他*	計
保存地区案	17,176	106	2,645	19,927	86%	1%	13%	100%
保全利用地区案	12,027	102	1,666	13,796	87%	1%	12%	100%
保全利用地区案追加	2,260	430	129	2,819	80%	15%	5%	100%
計	31,463	638	4,440	36,542	86%	2%	12%	100%

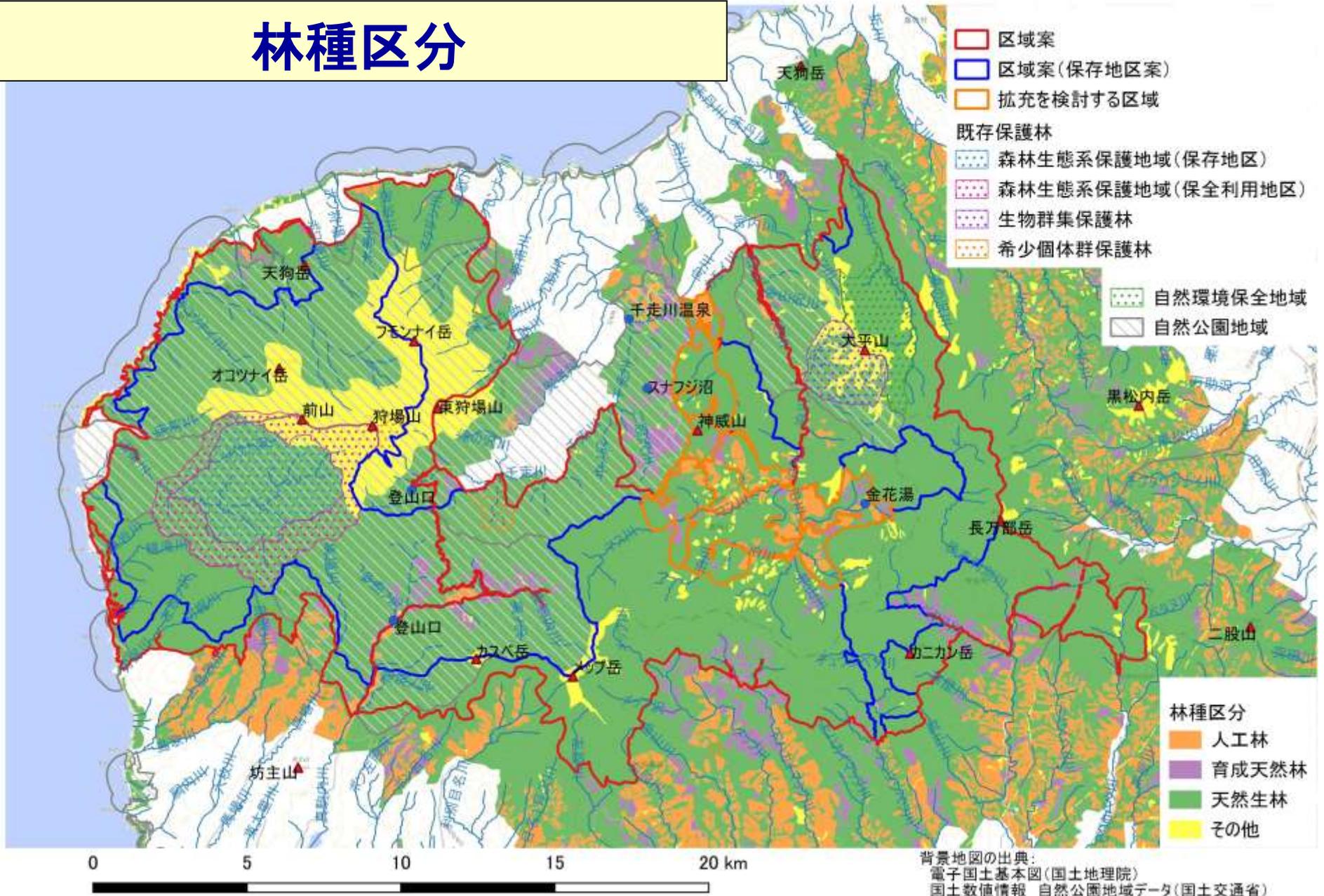
\* その他：高山帯、沢敷、崩壊地等の林地以外の土地



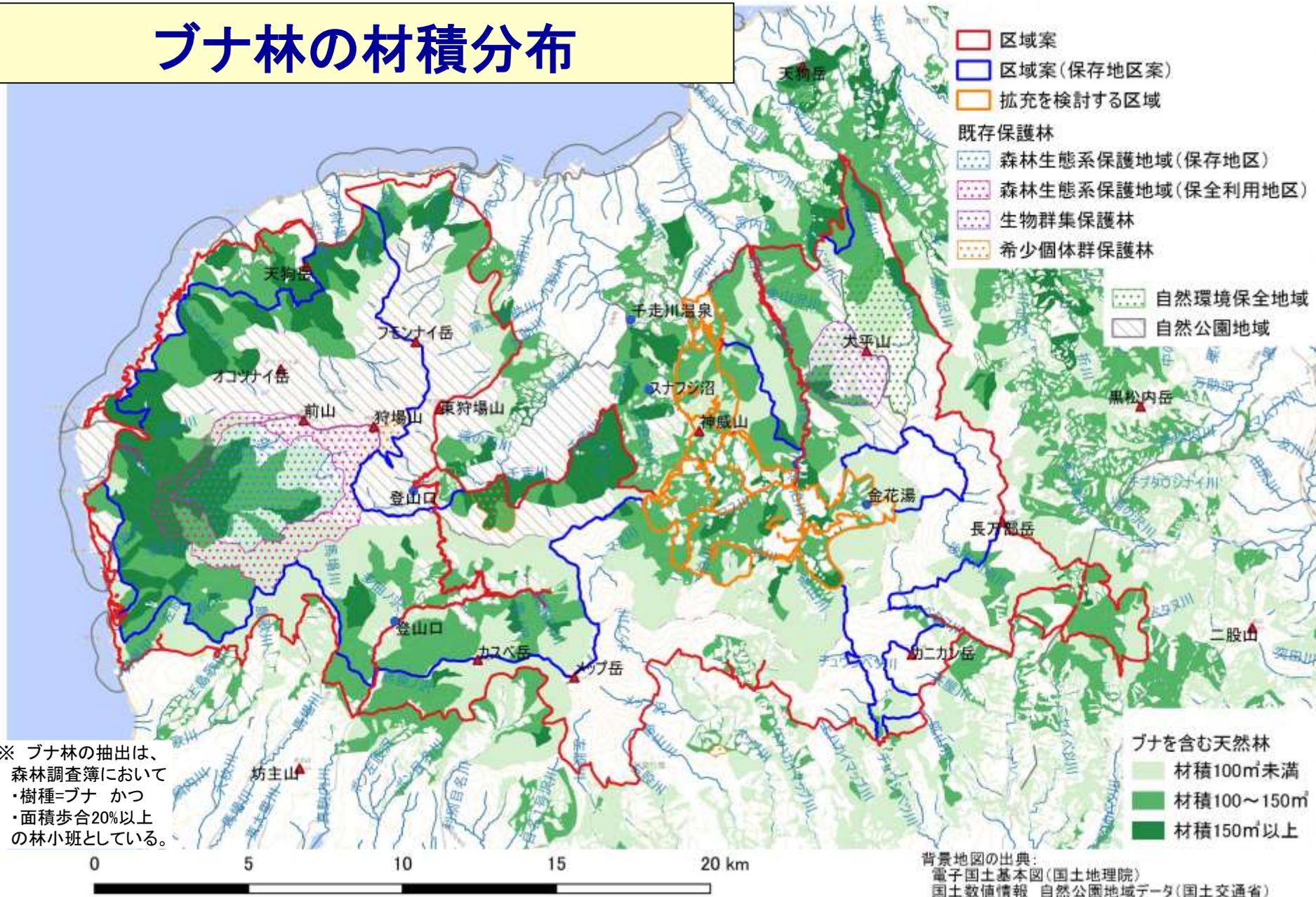
# 機能類型



# 林種区分



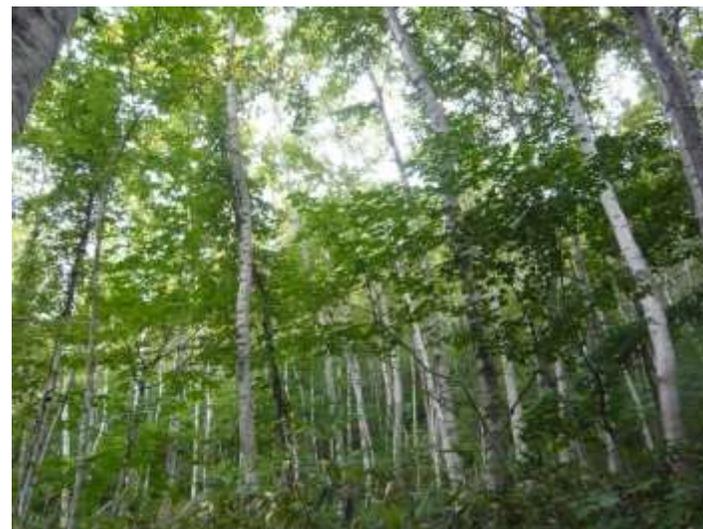
# ブナ林の材積分布



※ ブナ林の抽出は、  
 森林調査簿において  
 ・樹種=ブナ かつ  
 ・面積歩合20%以上  
 の林小班としている。

【ウダイカンバ二次林】 人工林(3313へ林小班)①

【全景】ウダイカンバを主体とした広葉樹



## 【ウダイカンバ二次林】 人工林(3313へ林小班)②



【ウダイカンバ樹幹アップ】



【ブナ天然更新】



【トドマツの現況】

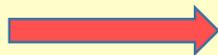
### 〈S37植栽〉

現況:トドマツは下部のみ、その他ウダイカンバ主体の広葉樹

トドマツ: 約1,000本/ha(下部のみ) 径級 18~38cm 樹高 約19m

ウダイカンバ: 約1,200本/ha 径級 16~30cm(平均約22cm)  
樹高 約17m

※ 現在の林分を健全に保つ(維持する)ためには、人工林及び育成天然林(二次林)については、密度調整等の森林施業(伐採)が必要。(適切に管理していく必要。)



将来的には、ブナを主体とした広葉樹林を目指す。

## 〈保護林名称〉

### 〈既存保護林〉

狩場山地須築川源流部 森林生態系保護地域

狩場山雪田植生 希少個体群保護林

元町ブナ遺伝資源 希少個体群保護林

大平山 生物群集保護林

### 〈拡充案〉

かりばやま おおびらやま

狩場山・大平山周辺 森林生態系保護地域

### 〈他の森林生態系保護地域の名称〉

東北局 葛根田川・玉川源流部 森林生態系保護地域

関東局 利根川源流部・燧ヶ岳周辺 森林生態系保護地域

九州局 祖母山・傾山・大崩山周辺 森林生態系保護地域

### 〈自然公園・自然環境保全地域の名称〉

狩場茂津多 道立自然公園

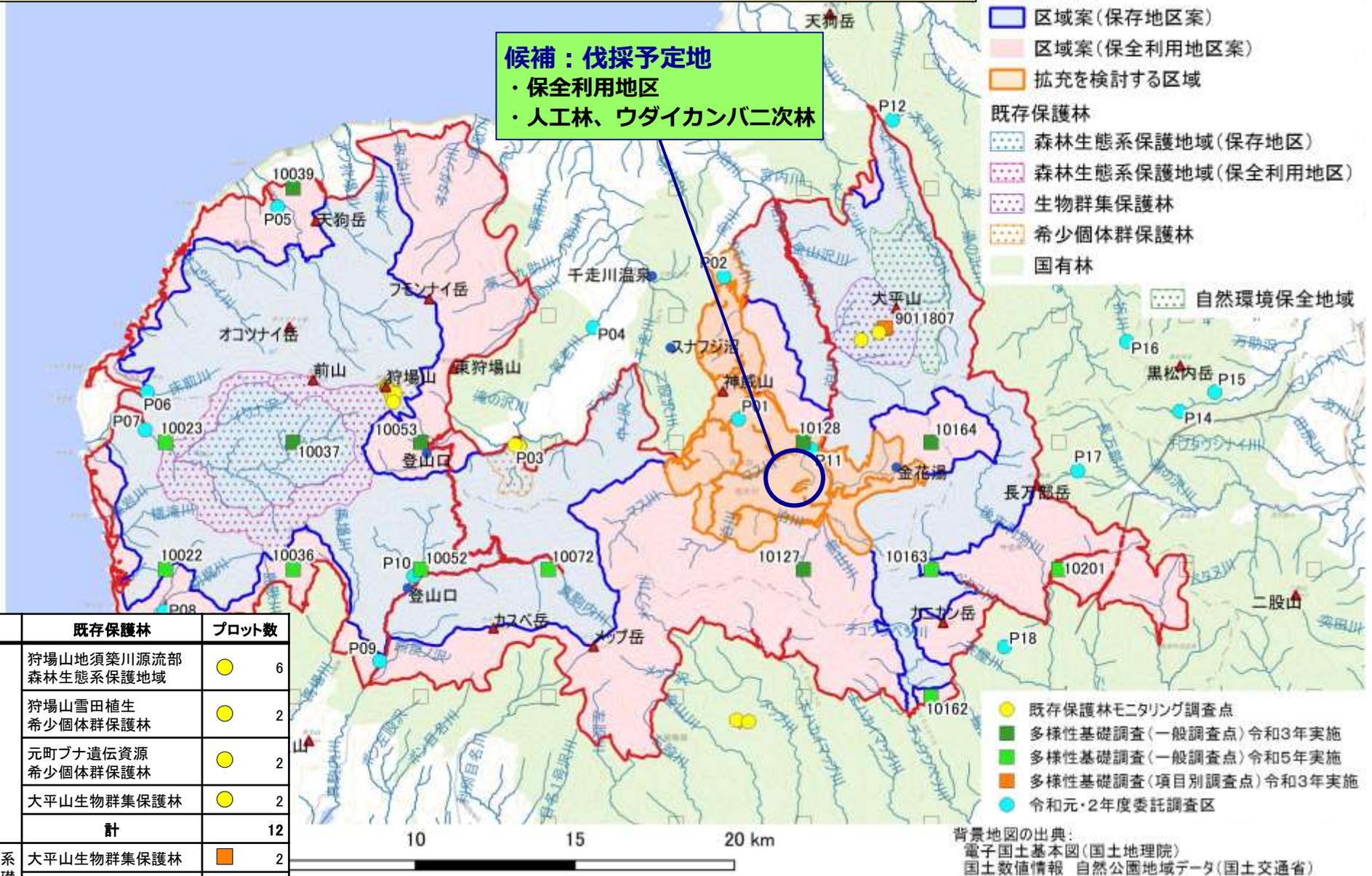
大平山 自然環境保全地域

## 保護林設定管理要領

### 第10 その他

- 3 森林管理局長は、それぞれの保護林について名称を付すものとする。名称は、その保護の対象が分かりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関しては、地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護林に関しては、地域及び保護対象野生生物名又は保護対象野生生物名のみを付した名称とするものとする。

# 拡充後の保護林のモニタリング調査区の検討



候補：伐採予定地  
 ・保全利用地区  
 ・人工林、ウダイカンバ二次林

- 区域案
- 区域案(保存地区案)
- 区域案(保全利用地区案)
- 拡充を検討する区域
- 既存保護林
  - 森林生態系保護地域(保存地区)
  - 森林生態系保護地域(保全利用地区)
  - 生物群集保護林
  - 希少個体群保護林
  - 国有林
- 自然環境保全地域

- 既存保護林モニタリング調査点
- 多様性基礎調査(一般調査点)令和3年実施
- 多様性基礎調査(一般調査点)令和5年実施
- 多様性基礎調査(項目別調査点)令和3年実施
- 令和元・2年度委託調査区

背景地図の出典：  
 電子国土基本図(国土地理院)  
 国土数値情報 自然公園地域データ(国土交通省)

区分	既存保護林	プロット数
保護林モニタリング調査	狩場山地須築川源流部 森林生態系保護地域	● 6
	狩場山雪田植生 希少個体群保護林	● 2
	元町ブナ遺伝資源 希少個体群保護林	● 2
	大平山生物群集保護林	● 2
	計	12
森林生態系多様性基礎調査	大平山生物群集保護林	■ 2
	既存保護林、拡充区域	■ 14
計		16

## 【参考】 既存保護林の管理方針書（抜粋）

名称	保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事			管理・利用に関する事項	モニタリングに関する事項
	【設定目的】	【設定の経緯】	【保護対象】		
狩場山地 須築川源流部 森林生態系 保護地域	日本におけるブナ森林帯の北限近くに位置し、北海道の南部地方を代表する冷温帯性のブナを主体とする森林と、亜高山性のダケカンバを主体とする森林とが垂直的分布を示す原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物・遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成5（1993）年1月29日に、「狩場山地須築川源流部森林生態系保護地域」として設定。</li> <li>平成30（2018）年4月1日の保護林再編においても、「森林生態系保護地域」として設定。</li> </ul>	北海道南部を代表する渡島半島に見られる原生的な天然林	<ul style="list-style-type: none"> <li>地帯区分については、旧保護林の地帯区分を踏襲する。</li> <li>将来的には狩場山雪田植生希少個体群との統合を含めた区域の拡張等についても検討する。</li> <li>狩場山への管理歩道については、適宜巡視等を実施し、植生荒廃等の拡大防止に努める。</li> </ul> （取扱方針：要領第4の1（4） 狩場山地須築川源流部森林生態系保護地域計画書）	要領第5の2（3） 10年ごとにモニタリング
狩場山 雪田植生 希少個体群 保護林	狩場山の山頂部付近に自生するイワイチョウなどの雪田植生の生育に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和52（1977）年4月1日に、「狩場山植物群落保護林」として設定。</li> <li>平成30（2018）年4月1日の保護林再編の中で、「希少個体群保護林」として設定。</li> </ul>	雪田植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に人為を加えず、自然推移に委ねるものとする。</li> <li>将来的には、狩場山地須築川源流部森林生態系保護地域に統合することを視野に入れてモニタリング・評価を行っていく。</li> </ul> （取扱方針：要領第4の3（3））	要領第5の2（3） 10年ごとにモニタリング
元町ブナ 遺伝資源 希少個体群 保護林	ブナ自生地北限地帯の元町地区に自生するブナの生育に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資する。 [遺伝資源の生息域内保存として管理すべき森林]	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和62（1987）年4月1日に、「函館ブナ4林木遺伝資源保存林」として設定。</li> <li>平成30（2018）年4月1日の保護林再編の中で、「希少個体群保護林」として設定。</li> </ul>	ブナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に人為を加えず、自然推移に委ねるものとする。</li> </ul> （取扱方針：要領第4の3（3））	要領第5の2（3） 10年ごとにモニタリング
大平山 生物群集 保護林	大平山の石灰岩礫地に見られる地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物・遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和52(1977)年4月1日に、「大平山植物群落保護林」として設定。</li> <li>平成30(2018)年4月1日の保護林再編の中で、「生物群集保護林」として設定。</li> </ul> ※大平山自然環境保全地域(環境省、昭和52(1977)年12月28日指定)と隣接する。	大平山周辺地域の生物群集を有する森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>地帯区分は、当面の間、全域保存地区とし、自然の推移に委ねる。</li> <li>大平山への管理歩道については、適宜巡視等を実施し、植生荒廃等の拡大防止に努める。</li> </ul> （取扱方針：要領第4の2（4））	要領第5の2（3） 10年ごとにモニタリング